

使用水量査定申請書

令和 年 月 日

池田市上下水道事業管理者 様

申請者	住所	
	氏名	(印)
	TEL	— —

下記のとおり漏水の修理をいたしましたので、池田市水道事業給水条例第25条の規定にもとづき、使用水量の査定を申請します。

なお、今後は、漏水の早期発見に留意して、給水装置の維持管理に努めます。

【申請区分】 令和 年 月分 使用水量 m^3

お客様番号 — — — —

漏水修理証明書

給水所在地 池田市 丁目 番 号 号室
町 番地

氏 名 様 建物名

(漏水修理内容) ※写真を添付すること (漏水箇所図)

.....

.....

.....

.....

.....

(修理終了日時) 令和 年 月 日

(修理終了時の指示数) m^3

上記のとおり修理したことを証明します。

令和 年 月 日

住 所
証 明 者 氏 名 (印)
TEL

池田市給水装置指定工事業者 指定番号 第 号

地下漏水等による使用水量の査定について

(水量の査定適用範囲)

- 池田市水道事業給水条例第20条の規定を遵守し漏水の確認がなされた場合、すみやかに適切な処置がなされているものみに適用する。ただし、蛇口、水洗トイレ、受水槽（貯水槽）、クーリングタワー、及び給湯器等のバルブなどにより止水できる給水器具の破損による漏水については除くものとする。

(水量査定申請書の提出)

- 使用水量の水量査定を受けようとする使用者又は所有者は別に定める『使用水量査定申請書』に『漏水修理証明書』（写真）を添付して届け出なければならない。